

富山地方鉄道鉄道線のあり方検討会設置要綱 (改正案)

(目的)

第1条 人口減少や少子高齢化により公共交通をとりまく環境が厳しさを増しているなか、富山地方鉄道鉄道線を将来にわたり持続可能な路線としていくため、維持・活性化の方策等について検討することを目的とする。

(名称)

第2条 本会議は、富山地方鉄道鉄道線のあり方検討会（以下「会議」という。）と称する。

(検討事項)

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項を検討する。

- (1) 維持・活性化に関する事項
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第23条第2項により、実施計画に定めることとされた事項及びその他必要な事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第4条 会議は、別表第1に掲げる委員の職にある者（以下「委員」という。）及び富山県知事をもって組織する。

2 前条の各号に掲げる事項を検討するため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(会長)

第5条 会議に、会長を置く。

- 2 会長は、富山市長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を代表し、その会務を総理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を要請し、必要な事項について、説明又は意見を求めることができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、一部又は全部を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる検討については、その限りにおいて非公開で行うものとする。

(議事)

第7条 会議の議決方法は、委員の全会一致を原則とするが、全会一致が著しく困難であると認められる場合は過半数の賛成をもって決することとし、可否同数の場合は会長の決するところによることとする。

(事務局)

第8条 会議の業務を処置するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、富山市活力都市創造部交通政策課に置く。

(分科会)

第9条 分科会は、別表第1に掲げる職にある者及び富山県知事のうち、会長が指名する者をもって組織する。

2 会長は、必要があると認めるときは、前項で指名した以外の者に対して、分科会への出席を要請し、必要な事項について、説明又は意見を求めることができる。

3 分科会での検討結果は、会議において報告するものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年11月28日から施行する。

この規約は、令和7年2月5日から施行する。

この規約は、令和7年8月　　日から施行する。

別表第1

| | |
|--------|-------------------|
| 委員 | 富山市長 |
| | 魚津市長 |
| | 滑川市長 |
| | 黒部市長 |
| | 舟橋村長 |
| | 上市町長 |
| | 立山町長 |
| | 富山地方鉄道株式会社代表取締役社長 |
| オブザーバー | 国土交通省北陸信越運輸局鉄道部長 |